

若者をターゲットにした勧誘には要注意！

「友達を誘えば簡単にもうかる」 「好きなだけ旅行に行ける」なんていう おいしい話はありません！

友人・先輩やSNSの知人などから単に「会おう」と連絡があり、カフェなどで会うと、「安く旅行に行ける」などと旅行会員権の説明会に誘われます。
説明会に参加すると「好きなだけ旅行に行ける」、「誰か紹介すれば簡単にもうかる」などと勧誘されますが、実際には旅行の予約ができず、もうかりもしないという、連鎖販売取引(いわゆる「マルチ商法」)の消費者被害が発生しています。

契約前に冷静に考えてみましょう

● 友人からの誘いでもはっきりと断る

- ・勧誘目的を告げずに誘われ、会うと、断りにくい状況で説明会などに誘われたりします。
- ・気が進まなければ、はっきりと断りましょう。

本当は気が進まないけど、
友達の誘いだから断ると
悪いな…
どうしよう…



● 「簡単にもうかる」、「すぐに元が取れる」、「好きなだけ旅行に行ける」などのおいしい話はありません

全然もうからないし、
旅行の予約も取れない！
聞いていた話と全く
違う！

- ・おいしい話は慎重に検討し、少しでも不安があればはっきりと断りましょう。

● 「仲間ができる」、「人脈拡大」、「自己成長」などの若者向けの誘い文句にはよく考えてから決断しましょう

- ・家族など周囲の人の意見も聞いて、取引の内容をよく検討し、そのようなトークに惑わされないようにしましょう。

取引のことはよく分からないけど、人脈が広がって成長できるなら、軽い気持ちで始めてみようかな…



困ったときは一人で悩まずに、消費生活センター等へ御相談ください。

消費者ホットライン (局番なし) 188

いやや！

連鎖販売取引(いわゆる「マルチ商法」)は、契約書面を受け取った日から20日間はクーリング・オフができます。

- 1.必ずハガキ等の書面で通知する(書面で通知することが法律で決められています。)
- 2.契約(申込)年月日、事業者名、担当者名、商品名、契約金額を書いて、この契約を解除するということを書く。あなたの住所、氏名を書くのを忘れずに。
- 3.ハガキを書いたら、両面コピーを取る(証拠を残すため。)
- 4.ハガキは郵便局の窓口で、特定記録郵便又は簡易書留等の「出した日付」が分かる方法で出す(クーリング・オフは書面を出した瞬間に有効になるため、仮に事業者が「受け取っていない」と言っても、クーリング・オフは成立します。)
- 5.上記「3」の両面コピーと、「4」の簡易書留などの証明等の紙を保存する(この2つが、クーリング・オフをしたことの証拠になります。)



切手

〇〇県〇〇市
〇〇町〇〇番地
(事業者の住所)

〇〇株式会社 御中
(事業者の名称)

●自分の住所
●自分の名前

●契約(申込)年月日
●事業者名
●担当者名
●商品(役務・権利)名
●契約金額

上記契約を解除します

●発信 年月日

連鎖販売取引は、クーリング・オフ期間を過ぎてしまっても、次のようなときは**支払ったお金の一部返金が可能な場合があります。**

困ったときは一人で悩まず、早めに相談しましょう。

- 商品の引渡し又は権利等の移転を受けた日から90日以内
 - 使用していない商品を返品する
 - 提供を受けていない役務がある
- **嘘を告げる勧誘など勧誘方法に疑問のある場合も、契約を取り消せることがあります。**

【相談窓口】
関東経済産業局 消費者相談室
048-601-1239 (平日10:00~16:00)

消費者ホットライン
「188 (いやや!)」

